

平成30年3月19日
事務連絡

各都道府県介護福祉士養成担当 御中
各地方厚生（支）局介護福祉士養成担当 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

介護福祉士養成課程の教育内容の見直しについて

平素より介護人材の確保及び養成にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護福祉士養成課程については、「2025年に向けた介護人材の確保」（平成27年2月25日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書）において「現在の介護福祉士の養成・教育内容や方法を検証した上で、介護人材の全体像の在り方の方向性に対応すべく、現行のカリキュラム改正を、平成29年度を目途に行い、一定の周知期間を確保しつつ、順次導入（4年制大学であれば1年間の周知期間を経た後の平成31年度より導入を想定）を進め、教育内容の充実を図る。」「カリキュラムの改正・導入と併せ、国家試験の内容・水準について必要な見直しを行い、改正カリキュラム対応の国家試験を平成34年度より開始することを目指して取組を進める。」とされています。

また、「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成29年10月4日同委員会報告書。以下「平成29年報告書」という。）において、「介護福祉士に求められる資質について、養成課程で修得することができるよう、現行のカリキュラムの見直しを検討すべきである。なお、見直しにあたっては、既存のカリキュラムにおける教育内容も見直し、内容の統合を行うなど、養成施設等や学生に過渡な負担とならないよう留意すべきである。」とされています。

これらを踏まえ、平成29年報告書において示されている求められる介護福祉士像に即した介護福祉士を養成する観点から、介護福祉士養成課程の教育内容を見直すこととしており、関係法令及び関係通知については所要の手續を踏まえつつ本年5月中を目途に改正を行いお示しする予定です。また、見直し後の教育内容による介護福祉士試験は平成34年度試験から実施することを予定し、各介護福祉士養成施設等におかれては修業年限に応じて平成31年度から順次見直し後の教育内容が適用されることとなります（例えば、修業年限4年の養成施設等は平成31年度、修業年限3年の養成施設等は平成32年度、修業年限2年の養成施設等は平成33年度から適用。）。

このため、別添のとおり、見直し後の教育内容の方向性に係る資料について送付しますので、管内の関係機関に対し、介護福祉士養成課程の教育内容の見直しを行う予定であることにつき、あらかじめ周知を図っていただけますようお願いいたします。